

## 自然観察の森 (1984 年)

阿部 宗広

「自然観察の森」は、その名称からは、自然保護教育の場というコンセプトで仕立てられた事業に見える。しかし、真のねらいは、国土の自然環境についての企画調整官庁である環境庁が、都市の自然についてのモデルを示すことにあった。必要なのは、国土全体の自然の質を維持し、向上させていくことである。国立公園を始めとする原生的な自然を保護することと都市の自然を回復していくことは、表裏一体の問題なのである。当時の問題意識は、貧弱な都市の自然環境の現状をどう見るか、またその改善は環境庁の責務と見るかどうか、ということであった。

### 1. 自然観察の森整備事業の概要

自然観察の森は、1984 年度から事業を開始し、環境庁主導のモデル事業として全国で 10 地区整備された。身近な動植物とふれあえるフィールドや観察施設を整備し、自然保護教育を推進するもので、その基本方針は以下のとおりである。

- ① 都市やその周辺部での自然保護教育推進の拠点として整備する。
- ② 昆虫、野鳥、植物等身近な生きものの観察を通じて自然の仕組みを理解させ、自然への愛情やモラルを育む。
- ③ フィールドや施設の整備と、常駐の自然解説指導員やボランティア指導員による観察指導を一体的に行う。

地区の一覧は表のとおり。

表. 自然観察の森一覧

名 称	所 在 地	事業主体	開 設 年
仙台市太白山自然観察の森	宮城県仙台市	仙台市	1991(平成 3)年
桐生自然観察の森	群馬県桐生市	桐生市	1989(平成元)年
牛久自然観察の森	茨城県牛久市	牛久市	1990(平成 2)年
横浜自然観察の森	神奈川県横浜市	横浜市	1986 (昭和 61)年
豊田市自然観察の森	愛知県豊田市	豊田市	1990(平成 2)年
栗東自然観察の森	滋賀県栗東市	栗東市	1988(昭和 63)年
和歌山自然観察の森	和歌山県和歌山市	和歌山市	1991(平成 3)年
姫路市自然観察の森	兵庫県姫路市	姫路市	1987(昭和 62)年
おおの自然観察の森	広島県廿日市市	廿日市市	1989(平成元)年
福岡市油山自然観察の森	福岡県福岡市	福岡市	1988(昭和 63)年

(注) 各森の概要は環境省HP 自然大好きクラブ「自然観察の森へ行こう」参照  
(<https://www.env.go.jp/nature/nats/kansatsu/index.html>)

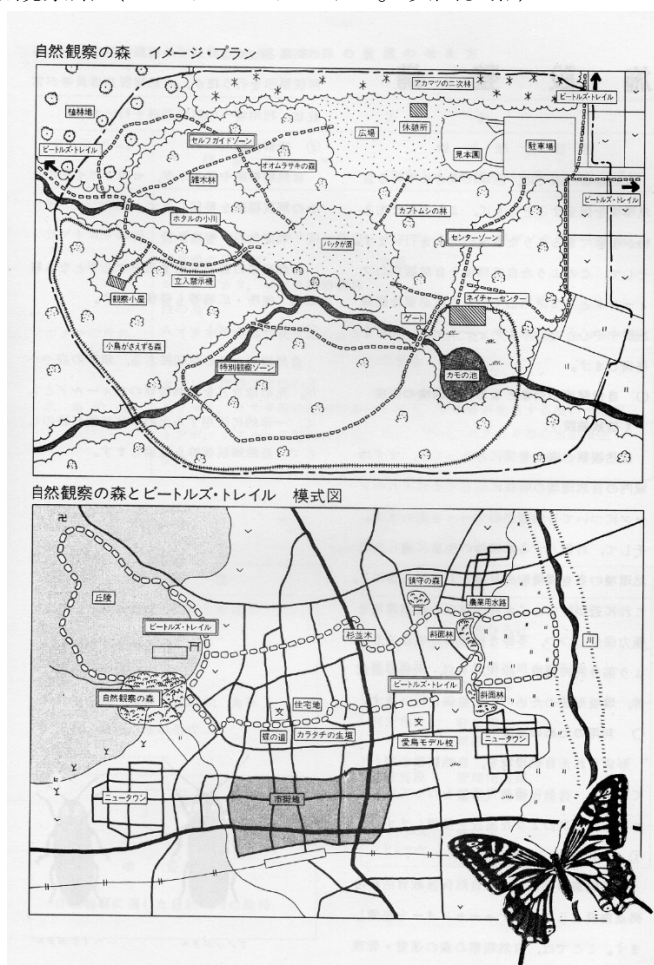
モデル事業としての実施方法は、①事業主体は市町村、②事業費は1地区当たり2億5,500万円、③整備期間は1地区3か年、④全国で10地区整備、とするものであった。

また、次の4点を事業地の条件とした。

- ① 三大都市圏及び政令指定都市（隣接市町村を含む。）内で、中心都市から手軽に訪れることができること。
- ② 樹林、小川、池などの身近な自然が残され、観察対象となる動植物が比較的豊かなこと（標準面積10～20ha）。
- ③ 地方公共団体の条例や土地の借上げ等により自然環境の確保が可能なこと。
- ④ 自然解説指導員の常駐やボランティアの協力により十分な管理運営が図られる見込みがあること。

整備内容は、以下を基本形とした。

- ① 地区内のゾーンごとに観察の対象とする動植物の生息環境の形成（誘致施設）
- ② 自然保護教育活動の拠点としてのネイチャーセンター（中心施設）
- ③ 自然観察路や観察小屋、セルフガイドのための解説標識（観察施設）
- ④ 地区周辺にある鎮守の森や小川、ため池などを観察のフィールドとして一体的に活用するための連絡観察路（ビートルズトレイル。次図参照）



図：【自然観察の森イメージ・プラン及び模式図】

## 2. ビートルズプラン

自然観察の森のアイデアのベースには「ビートルズプラン」があった。1981年2月、久野武、鹿野久男両係長と環境庁自然保護局の有志職員グループが、「一小動物と共生する都市環境を一（ビートルズプラン）」と題するレポートを発表した（『国立公園』1981年4月377号、5月378号参照）。

環境庁の自然保護行政は、設置された昭和40年代は「貴重な自然」の保護に軸足を置いていたが、昭和50年代の半ばには「身のまわりの自然」をどう保全活用していくかも課題となっていた。研究グループは、快適な環境、魅力ある環境等を意味するアメニティを議論する中で、都市における「日常の自然」の喪失を問題点として挙げた。この問題に自然保護行政が応えられるのは、都市の形成発展過程で失われた自然をよみがえらせることであると結論づけた。その具体策の一つとして「蝶や蛍が舞い野鳥が囀る（さえずる）都市をめざして」というテーマを選び、実現方策を検討した。その成果としてのレポートは、子どもたちが親しみ喜ぶカブトムシの名をとって「ビートルズプラン」と名付けられた。

レポートは、都市に現存する「自然的空間」を活用して人々が親しみやすい小動物を日常的に見られるようにすることで都市にうるおいを取り戻し、季節感をもたらすことができると指摘し、都市公園等の公共緑地や河川、海岸等の具体的な整備の方向を提案した。また、環境庁自らが行うこととして、環境庁が管理運営する新宿御苑の一部をバッタやトンボ、ホテルの生息場所として再整備する構想を作成した。この構想は、結果として実現にまで至らなかったが、3年後に自然観察の森として具体化したのである。

## 3. 予算確保、整備開始に至る経過

自然観察の森を発案し1984年度予算の要求作業を行ったのは、自然保護局計画課（当時）の係長2名（保全企画係、事業係）と係員1名（筆者）の自主グループだった。

自然公園等の整備事業は、1957年度から国立公園における直轄及び都道府県への補助事業、国定公園における都道府県への補助事業の2本立てで行われていた（他に公園区域外の長距離自然歩道、都道府県立自然公園への補助事業あり）。当時の施設整備予算は、国費総額30億円に満たず、全国の国立・国定公園の整備に必要な資金をまかなうには、決して十分とはいえない規模だった。その中で、初年度2地区6千万円（要求ベース）の少額とはいえ、全くの新規かつ自然公園区域外での事業費を要求することは、自然保護局としても大きな危険を伴うものであった。もし認められなければ施設整備予算自体の減額につながる懸念が局内にあった。

当時の計画課は、国立・国定公園の指定・計画策定、国立公園事業の決定、長距離自然歩道の計画策定、自然環境保全地域の指定等自然の保護と利用に関する技術的な事項全般の企画・立案を担う立場にあり、局内各課や課内の事務分掌にはこだわらずに動いていた。一方で、施設整備予算の要求・執行の担当は施設整備課だった。自然観察の森の新規予算獲得は、ある意味局内秩序を乱し施設整備課の懐に手を突っ込むようなもので、歓迎されることではなかった。レンジャー系技官の番頭であった計画課長は、施設整備課の事務官課長を慮ったこともあると思われるが、「こんな予算が付くはずがない。もし付いたら逆立ちして銀座を歩いてやる。」と言い放った（実際は当然歩かなかった。）。しかし、

2人の係長は、聞かずに前に進んだ。局内の厳しい空気に、事業費から一步退いて調査費に替えようかとの案も一瞬浮上したが、すぐに迷うことなく事業費で行こうと決断した。

環境庁の外部に関しては、建設省（当時）のテリトリーとされていた都市において、それも対象地域を都市の中核といえる三大都市圏及び政令指定都市と明示して環境庁が事業を立ち上げることは、霞が関の常識を無視するともいえる行為だった。事実、建設省からは、環境省に対する強い反発等があった。

NGOの反応も割れた。事業の構想を練るに当たり、自然保護教育や野鳥等の生息環境の保全整備に関するノウハウを持つ全国的NGOである2団体に協力を求めた。その反応は全く対照的なものだった。自然保護団体の方は、国立公園の保護さえ十分にできていないのにさらに手を広げようというのかと強く批判し、協力を拒んだ。野鳥保護団体の方は、環境庁が都市の自然にまで手を差し伸べてくれることは大歓迎、ぜひ協力したいと応じた。

自主グループは、予算獲得と事業の成功のためにできることは何でもやった。当時子どもの自然とのふれあいの大切さを説いた本を出版し話題になっていた幼稚園の園長さんにこの事業を説明し、朝日新聞の識者からの投稿欄「論壇」に、自然観察の森の予算を削らないよう求める意見を書いてもらった。その中で海卓子（かいたかこ）園長は、「子どもは自然の中に解放された時、水を得た魚のように活動するものです。駆け出し、跳びまわり、虫を追いかけて遊ぶものです。しかし現代の子どもには家の内にも外にも、はばたく空間が与えられていません。軟禁生活に慣れた子どもたちは、広い場所を与えられてもどうしてよいかわからず、ぼうぜんと立ち尽くすばかりです。」と述べている。環境庁予算の詳細が公表される前に、上司に断ることなく、自然観察の森事業の内容を報道機関にうまく流し、大きな記事を書いてもらうことに成功した。予算要求段階から第1号事業地として横浜市を想定し、神奈川県庁にも仁義を切った上で説明に行き、予算獲得の暁には事業者として手を挙げてくれるようお願いした。その部局は都市公園の担当でもあったが、当時の課長は、国の役所が頭を下げてきたことを意気に感じたのか協力を約束し、後になって外部から圧力を掛けられた際にも屈することがなかった。事業を歓迎する姿勢を示してくれた野鳥保護団体には、管理運営に当たっていた東京港野鳥公園の現場で計画、管理運営のノウハウを教わり、横浜市の具体的事業内容についても早くから相談する等、予算獲得後の早期事業立ち上げに備えた。

環境庁内外の抵抗があつたにもかかわらず、多くの協力も得て予算要求・獲得、初年度からのスムーズな実施に至ったことは、ある意味革命的なことであった。

#### 4. 自然観察の森整備事業の意義と効果

この事業の当時としての新規性を挙げると、以下の3点に要約される。

- ① 自然保護教育を前面に打ち出し、そのための場を自然公園の枠の外で面的に整備した最初の事業。
- ② ハードのみでなく、自然観察指導員の常駐、ボランティアの協力等を条件としたソフト重視の事業。
- ③ 希少種ではなく、身近な生きものの生息環境の保全・整備を事業化した国による最初の事業（ウトナイ湖サンクチュアリ等NGOによる先駆けはあった。）。

自然観察の森は、その後の自然公園等事業や都市公園事業に少なからぬ影響を及ぼした。環境庁では、1989年度から、都道府県・市町村に対する補助事業として、都市近郊や中山間地域で、自然観察の森とほぼ同じコンセプトの「ふるさといきものふれあいの里」事業を開始し、2003年までに24か所が整備された。1991年度から1997年度にかけては、いきものふれあいの里の広域版として、「環境と文化のむら」が4県で整備された。

建設省では、「野鳥等の小動物の生息地、代表的な植物群落等質の高い緑地環境の保全・創出を図るとともに、都市に自然を呼び戻し人間と生物がふれあえる拠点となる自然生態観察公園（アーバンエコロジーパーク）」（建設省 環境政策大綱より）という新たなタイプの都市公園の整備を開始し、1993年、その第1号として神奈川県立座間谷戸山公園がオープンした（国土交通省資料）。

今、各自然観察の森の名前でインターネットを検索してみると、すべてが現に存在し、そのほとんどが当初のコンセプトのまま運営されていることがうかがわれる。開設から30年以上を経た現在も、この事業の意義は失われていない。

#### 【略歴】

1977年環境庁入庁。自然保護局保護管理課、計画課、企画調整局環境影響審査課などの他、中部山岳、伊勢志摩、支笏洞爺の現地で勤務。自然環境計画課長、関東地方環境事務所長を経て2010年退官。その後（一財）自然公園財団専務理事を務め2021年退職。